

定期水質検査結果【小美玉市水道課】

検査機関名：株式会社江東微生物研究所

令和7年3月

項目	区分	基準値	美野里浄水場系	小川浄水場系
1 一般細菌	病原生物の指標	100 個/ml 以下	0 個/ml	0 個/ml
2 大腸菌		検出されないこと	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	無機物・重金属	0.003 mg/l 以下	-	-
4 水銀及びその化合物		0.0005 mg/l 以下	-	-
5 セレン及びその化合物		0.01 mg/l 以下	-	-
6 鉛及びその化合物		0.01 mg/l 以下	-	-
7 ヒ素及びその化合物		0.01 mg/l 以下	-	-
8 六価クロム化合物		0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
9 亜硝酸態窒素		0.04 mg/l 以下	0.004 mg/l 未満	0.004 mg/l 未満
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/l 以下	0.09 mg/l	5.95 mg/l
12 フッ素及びその化合物		0.8 mg/l 以下	0.15 mg/l	
13 ホウ素及びその化合物		1 mg/l 以下	-	-
14 四塩化炭素		0.002 mg/l 以下	-	-
15 1,4-ジオキサン	一般有機物	0.05 mg/l 以下	-	-
16 ジス-1,2-ジ-クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ-クロロエチレン		0.04 mg/l 以下	-	-
17 ジクロロメタン		0.02 mg/l 以下	-	-
18 テトラクロロエチレン		0.01 mg/l 以下	-	-
19 トリクロロエチレン		0.01 mg/l 以下	-	-
20 ベンゼン		0.01 mg/l 以下	-	-
21 塩素酸		0.6 mg/l 以下	0.06 mg/l 未満	0.06 mg/l 未満
22 クロロ酢酸	消毒副生成物	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l 未満	0.002 mg/l 未満
23 クロロホルム		0.06 mg/l 以下	0.002 mg/l	0.001 mg/l 未満
24 ジクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満
25 ジブロモクロロメタン		0.1 mg/l 以下	0.003 mg/l	0.005 mg/l
26 臭素酸		0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l 未満	0.001 mg/l 未満
27 総トリハロメタン		0.1 mg/l 以下	0.008 mg/l	0.012 mg/l
28 トリクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下	0.003 mg/l 未満	0.003 mg/l 未満
29 ブロモジクロロメタン		0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l	0.001 mg/l
30 ブロモホルム		0.09 mg/l 以下	0.001 mg/l	0.006 mg/l
31 ホルムアルデヒド		0.08 mg/l 以下	0.008 mg/l 未満	0.008 mg/l 未満
32 亜鉛及びその化合物	着色	1 mg/l 以下		-
33 アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/l 以下	0.06 mg/l	-
34 鉄及びその化合物		0.3 mg/l 以下	-	-
35 銅及びその化合物		1 mg/l 以下	-	-
36 ナトリウム及びその化合物	味	200 mg/l 以下	-	-
37 マンガン及びその化合物	着色	0.05 mg/l 以下	-	-
38 塩化物イオン	味	200 mg/l 以下	29.6 mg/l	16.5 mg/l
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 mg/l 以下	-	95 mg/l
40 蒸発残留物		500 mg/l 以下	160 mg/l	205 mg/l
41 陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/l 以下	-	-
42 ジエオスミン	かび臭	0.00001 mg/l 以下	-	-
43 2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/l 以下	-	-
44 非イオン界面活性剤	発泡	0.02 mg/l 以下	-	-
45 フェノール類	臭気	0.005 mg/l 以下	-	-
46 有機物(TOC)	味	3 mg/l 以下	0.3 mg/l	0.4 mg/l
47 pH値	基礎的性状	5.8 以上 8.6 以下	7.0	7.4
48 味		異常でないこと	異常なし	異常なし
49 臭気		異常でないこと	異常なし	異常なし
50 色度		5 度以下	0.5 度 未満	0.5 度 未満
51 濁度		2 度以下	0.1 度 未満	0.1 度 未満

※「11～51項目」は水道法第4条に基づく水質基準、「残留塩素」は水道法施行規則第22条に定める基準。